

「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて 新たな融資制度を創設しました



2020年に北海道知事が表明した、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、日本政策金融公庫中小企業事業(以下、「日本公庫」と北海道が連携して、中小企業の皆様に対する新たな融資制度を創設しました。

ご利用いただける方

次の①及び②を満たす方

① 北海道が、次の条件に該当すると証明した方

中小企業者であって、道内に事業所を有する方で、次の区分のいずれかに該当する方

ア 「ゼロカーボン・チャレンジャー(※1)」に登録した方

イ 北海道地球温暖化防止対策条例に基づく「事業者温室効果ガス削減等計画書」について、知事への提出を要する特定事業者(※2)

※1 温室効果ガス排出量の報告、電気自動車の導入、再生可能エネルギー由来の電力調達など、14項目(裏面の「宣誓項目」をご参照ください)から選択し、その実践を宣誓していただいた事業者の方。なお、登録後、温室効果ガス排出量を道へ報告し、道から受理通知書の発行があったことが必要です。

※2 事業活動で多くの温室効果ガスを排出する事業者。例：原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上/年、例：トラック、バス100台以上、タクシー150台以上を登録する自動車運送事業者 など

② 日本公庫が、融資が適当と認めた方

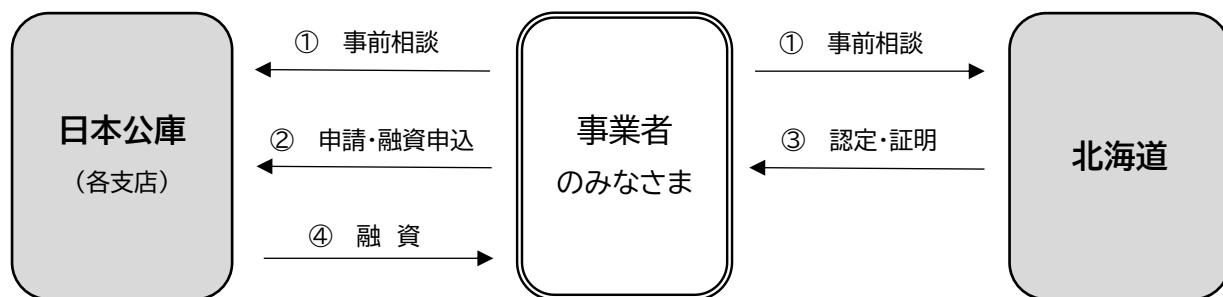
上記①に定める道の証明を受け、日本公庫が貸付審査を行い、適当と認めた方

融資の内容

資金名	地域活性化・雇用促進資金
資金用途	事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
融資期間	設備資金 20年以内 (うち据置2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置2年以内)
融資金額	7億2,000万円以内
融資利率	2億7,000万円まで : 特別利率① 2億7,000万円超 : 基準利率 ※詳細は最寄りの支店にお問い合わせ下さい。

融資までの流れ

所定の書類(各関係先にお問い合わせください)により、次によりお申し込みください。



お問い合わせ先

日本公庫(各支店)

支店名	電話番号	所在地
札幌支店中小企業事業	011-281-5221	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル
旭川支店中小企業事業	0166-24-4161	〒070-0034 旭川市四条通9-1704-12 朝日生命旭川ビル
函館支店中小企業事業	0138-23-7175	〒040-0065 函館市豊川町 20-9
釧路支店中小企業事業	0154-43-2541	〒085-0847 釧路市大町 1-1-1 道東経済センタービル

北海道

部課名	電話番号	所在地
北海道 経済部 GX推進局 GX 推進課	011-204-5319	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

参考) ゼロカーボンチャレンジャー 宣誓項目

01 及び 02 の項目は必須となります。03~14 の項目については1項目以上が必要となります。

01	北海道地球温暖化対策推進計画で掲げる道の目標の達成に貢献する取組の率先実施 必須	07	施設を新築・改築する際のZEB化
		08	電気自動車や燃料電池自動車の導入
02	温室効果ガス排出量の算定と道への報告 必須	09	風力や太陽光など再生可能エネルギー由来電力の調達
03	テレワークやオンライン会議などICTの活用による事務所の省エネや通勤等交通に伴うCO2排出の抑制	10	バイオマスや地中熱などの再生可能エネルギーによる熱利用
		11	使い切りプラスチック製品の使用抑制、適正処分
04	工場・事業所における省エネ型生産機械等の導入	12	敷地内の緑化の取組
05	設備のエネルギー使用を効率的に管理するエネルギーマネジメントシステムの導入	13	植栽などの森林整備・保全活動
		14	従業員への環境教育や人材育成の実践
06	トラック輸送の共同化など物流の効率化		